

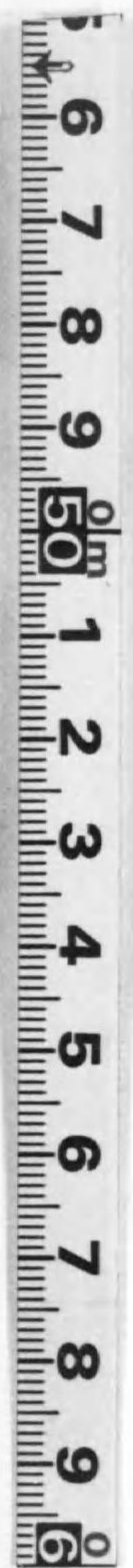
14.5

677

14.5-677



1200501218180



日本鉾山協会発行  
 鑛山模範従業員表彰事績書  
 昭和十二年度表彰

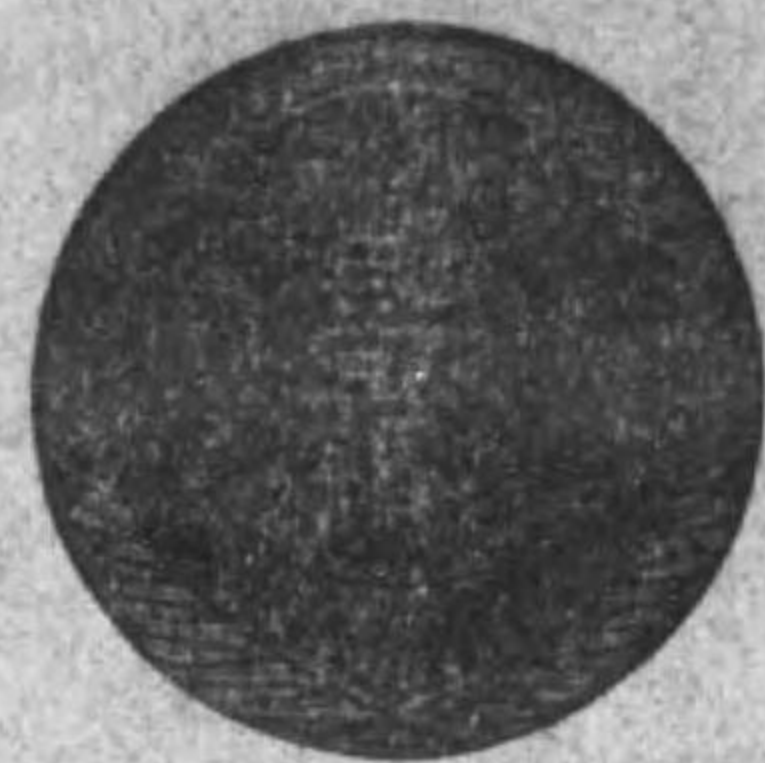
始





14・5

677



昭和十二年度  
表彰

鑛山模範従業員表彰事績書

社団法人  
日本鑛山協會



昭和十二年  
表彰

鑛山模範從業員被表彰者

表彰旗授與

足尾銅山精神團體聯盟  
小坂鑛山交誼會

幌內炭礦養老坑災害防止研究會

銀牌授與



同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

夕張炭礦  
三菱美唄炭礦  
古河下山田炭礦  
三井砂川炭礦  
古河目尾炭礦  
神岡鑛山  
佐渡鑛山  
高田炭礦  
日石柏崎製油所

支柱夫 加藤 永吉君  
仕繰夫 弓場 清治君  
保坑夫 本田 竹雄君  
支柱夫 近藤 正造君  
保坑夫 山本 政己君  
選鑛夫 松葉 辨三郎君  
工作夫 村井 電藏君  
支柱夫 川內 熊次君  
職長 小川 政治君







會究研止防害災坑老養礦炭內幌





14.5  
677



沿 革

鑛山模範従業員表彰事績書

足尾銅山精神團體聯盟

顧みるに過去に於て足尾銅山従業員の言動は動もすれば矯激に走り爲めに世人の耳目を聳動せしめたること一再に止まらざりしも明朗和平なる今日に及びて猶往年の足尾を以て現在の足尾を推し銅山の現状に付誤解を抱くもの尠からず、是れ常に鑛山當局の遺憾とせるところなり。即ち明治四十年一世を驚倒せしめたる暴動事件あり。次いで歐洲大戰當時經濟界未曾有の好況時に乗せる過激なる労働運動の餘波足尾銅山にも及び日労働足尾支部の設立を見るや黨幹部は従業員に對し現實に即せざる矯激行動を煽動し屢々治安を亂さしめ爲めに勞資の關係兎角圓滿を缺き國家重要産業たる銅山の健全なる發展を期し難き状態となり勞資何れも不當の損失を蒙るの結果を見たり。而かも従業員の大數は同黨幹部竝に之に迎合せる少數所屬組合員の勢威に牽制せらるゝか或は其の甘言に誘はれて之に投ず





二  
るの状態にして其の餘勢は家庭内部に迄侵入し弊風全山を風靡し銅山の將來俄に逆暗し難きものありき。然るに偶時弊を慨歎し明朗足尾を建設せんとするの要望従業員間に澎湃として起り、同志相倚り相圖り外來の赤色思想を排して建國の精神を體し健全なる思想を確立せんとする氣運醸成せらるゝに至り茲にあらゆる迫害苦難に堪え敢然所信の貫徹を期せんとする正義の士の發起に依り昭和三年二月交誼會、續いて中正會、軌正會、鑛愛會組織せられ遂に本聯盟の結成を見るに至れり。爾來後記四大綱領の下に所屬會員自肅自戒或は赤化思想、アナキズムと戦ひ或は暴力團的極右思想を排し建國の精神に立脚、中正の道義を守り健全なる思想の涵養と高潔なる人格の助長に資し來りたり。  
本聯盟の發展に伴ひ日勞黨は漸次其の勢力を失墜し遂に其の足尾支部も解散せられ矯激なる労働組合の解消を見るに至り本聯盟は思想戦線に於ける正義の戦士として益々健全思想の普及發展に力を致すと共に生活改善運動を提起し冗費節約、虚禮廢止、貯蓄獎勵等に盡瘁しつゝあり。

## 二 組 織

本聯盟は古河合名會社足尾鑛業所々屬従業員を以て所屬係別に組織せる交誼會、中正會、軌正會、鑛愛會、格正會、親和會を以て組成せる聯合體にして昭和三年二月に創立せられ目的は建國の精神を體し正義の觀念を基礎とし協心戮力國民たる本分を全うすることを期するにあり。而して事務所を栃

木縣上都賀郡足尾町五五八八番地足尾鑛業所内に置く。

本聯盟の規約は次の如し。

- 第一條 本聯盟ハ中正會、鑛愛會、交誼會、軌正會、親和會及格正會ノ六種團體ヲ以テ組織ス
- 第二條 本聯盟ハ更正各團體ノ意思疏通ヲ計リ共通ノ問題ニ關シ熟議シ協定シテ同一ノ行動ヲ取り各團體ノ所期ノ效果ヲ擧グルヲ以テ目的トス
- 第三條 本聯盟ハ毎年三月、六月、九月及十二月ノ四回定期的ニ會合ヲ開催ス、但シ緊急ノ場合ニ於テハ臨時ニ會合スルヲ妨ゲズ
- 第四條 本聯盟ノ定期會ハ順次鑛愛會、交誼會、軌正會、中正會、親和會及格正會ノ各團體事務所ニ之ヲ開キ臨時會ハ月番團體事務所ニ於テ開催ス
- 第五條 本聯盟ノ機關ハ各會ノ會長、副會長及幹事長ヲ以テ組織シ必要アルトキハ幹事二名ヲ限リ補佐トシテ參加セシムルコトヲ得、顧問及相談役ハ任意會ニ出席シ意見希望ヲ述ブルコトヲ妨ゲズ
- 第六條 本聯盟ノ決議事項ハ各更正團體ノ目的ノ範圍内ニ於テノミ有效トス
- 第七條 本聯盟ノ決議ニ基キテ行フ事業ニ參加スルコト能ハザル事情アルトキハ加盟團體ノ了解ヲ得テ之ニ參加セザルコトヲ得



第八條 本聯盟ノ決議ニ基キテ行フ聯盟ノ事業ニ必要ナル費用ハ其ノ事業ノ性質ニ應ジテ負擔額ヲ定メ各團體之ヲ分擔ス

第九條 定期會及臨時會ノ議事執行竝ニ會計事務ニ關シテハ其ノ月番團體ニ於テ處理スルモノトス

第十條 本聯盟ノ更正團體ト其ノ主義目的ヲ同ジウスル團體ニテ加入ヲ申込ミタルトキハ所屬團體ノ議決ヲ經テ之ヲ許可スルコトアルベシ

尙本聯盟所屬各團體の綱領竝に規約を掲ぐれば左の如し。(各團體共通)

綱 領

- 一、不健全ナル思想ヲ排シ正義ノ觀念ヲ基礎トシ進取格守ノ氣風ヲ涵養スルコト
- 一、會員相互ノ親善ヲ計リ且ツ共存共榮ノ實ヲ舉グルコト
- 一、會員協力一致輕佻浮薄ヲ戒メ堅實ナル美風ヲ發揚スルコト
- 一、立憲自治ノ思想ヲ養ヒ國民タル本分ヲ全フスルコトヲ期ス

規 約

名稱及事務所

第一條 本會ハ足尾 會(註)ト稱ス

第二條 本會ノ事務所ハ足尾町 番地(註)ニ置ク

(註)

名 稱	事務所々在地
交誠會(通洞方面)	足尾町 五、五八八番地
中正會(本山方面)	同 五、二七七番地
鑛愛會(小瀧方面)	同 五、四九七番地
軌正會(製煉關係)	同 一、二六七番地
格正會(試驗所關係)	同 一、五〇〇番地
親和會(病院關係)	同 五、五八八番地

目的事業

第三條 本會ハ本會ノ綱領ヲ貫徹實行スルヲ以テ目的ト之ガ爲メ必要ナル事業ヲ行フ

第四條 本會ハ本會ノ綱領ニ共鳴シ規約ヲ遵守スル足尾鑛業所従業員ヲ以テ組織ス

加入 脱 退

第五條 本會ニ加入セントスル者ハ本會員二名以上ノ紹介ヲ要シ規定ノ申込書ニ記名調印ノ上申込ムベシ

本會ハ之ヲ役員會ノ審査ニ附シ入會ヲ許可シタル者ニハ會員徽章ヲ交付ス



第六條 會員本會ヲ脱會セントスルトキハ退會届ニ理由ヲ明記シ會員徽章ヲ添へ届出ヅベシ

役員

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、會長 一名
  - 二、副會長 二名
  - 三、幹事長 一名
  - 四、幹事 若干名
  - 五、會計 二名
  - 六、監査 二名
  - 七、評議員 若干名
- 役員ノ任期ハ一ケ年トス、但シ再選ヲ妨ゲズ  
役員ハ名譽職トス

第八條 前條役員ノ選出方法ハ別ニ之ヲ定ム

第九條 本會ニ顧問及相談役ヲ置キ會長之ヲ囑託ス

第十條 會長ハ本會ヲ代表シテ會務ヲ總理シ且ツ會議ノ議長トナル

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキ之ヲ代理ス

幹事長及幹事ハ會務ヲ掌理ス

會計ハ會計事務ヲ處理ス

監査ハ會計ヲ監査ス

評議員ハ本會ノ重要會務ニ參與ス

會議

第十一條 本會ノ會議ハ總會及役員會トス

總會ハ毎年一回トシ會務並ニ豫決算ノ報告ヲナス、但シ必要アル場合ハ役員會ノ決議ニヨリ臨時開會スルコトアルベシ、役員會ハ必要ニ應ジ會長之ヲ招集ス

會費

第十二條 本會經費ハ會員ノ會費及有志ノ寄附ヲ以テ之ニ充ツ、但シ會費ハ毎月金 錢(註)ヲ釀出スルモノトシ其ノ使途ヲ左記ニ示ス

- 一、會務費
- 一、講演費
- 一、其他



(註)

毎月會費

交誠會	金五錢
中正會	金五錢
鑛愛會	金十錢
軌正會	金五錢
格正會	金五錢
親和會	金十錢乃至三十錢

罰則

第十三條 本會員ニシテ本會ノ綱領ニ悖リ又ハ會員タル義務ヲ怠リタル場合ハ役員會ノ決議ニ依リ之ヲ除名スルコトアルベシ

附則

第十四條 本會規約ハ役員會ニ於テ役員三分ノ二以上出席シ出席役員ノ三分ノ二以上ノ賛同ヲ得ルニ非ザレバ變更スルコトヲ得ズ  
次に年次別會員數を示せば左の如し。

年別	中正會	鑛愛會	軌正會	交誠會	格正會	親和會	計
昭和三年	六五	七四七	七六	一、三〇〇			三、三九六
別和五年	六六八	七六	六六八	一、三六九			三、四二
昭和八年	六四	八〇	五五六	一、三三五			三、三三
昭和十年	六七七	八五四	五五二	一、三五九	六〇	五九	三、五六〇
昭和十三年	六五六	七八	五七五	一、二五四	五九	六〇	三、三三

### 三 實施事項の概要

本聯盟は時代思潮に鑑み國家觀念の確立、質實の美風の發揚、相互間の融和親睦を圖るを主眼として成立せるものなるも尙最近の實施事項竝に活動狀況を記せば次の如し。

- (一) 國體明徴運動と綱領宣揚
- (イ) 毎年一回各團體毎に會員總會を開催し敬虔なる式典を舉行し講演會を開催す。
- (ロ) 年數回名士を招聘し名士講演會を開催す。
- (ハ) 國民精神總動員運動に協力支援す。



- (ニ) 建國祭明治節の奉祝行進に参加す。
- (三) 生活改善運動
  - (イ) 別記の如き生活改善申合規約を定め之が實踐躬行を期す。
  - (ロ) 虚禮廢止、時間勵行の獎勵督勵。
  - (ハ) 婦人委員を設け「生活改善は先づ臺所から」の「モットー」により運動の徹底を期す。
- (四) 安全運動への協力
  - (イ) 鑛業所施行の四月、七月及十二月の安全週間八月の安全月間に参加し害蟲驅除、火災豫防、衛生思想の普及宣傳等に協力す。
  - (ロ) 鑛業所本部安全委員會並に方面安全委員會に参加し安全思想の普及に協力す。
- (四) 銃後援に關する協力
  - (イ) 戦死者遺家族の弔問。
  - (ロ) 出征者に慰問狀並に慰問袋を送附す。
  - (ハ) 鑛業所並に鑛職夫組合と協力し足尾銅山従業員を以て足尾銅山應召軍人慰問會を組織し、慰問資金を醸出し應召軍人並に其の家族の慰問に當りつゝあり。
  - (ニ) 貯金の獎勵を企畫し廣く趣意書を全會員に配布し其の運動漸く緒に就けり。

#### 四 業 績

要之本聯盟は我國の飛躍的經濟發展に隨伴せる思想的危機に當りて結成せられ、其の健全なる指導精神に基く堅忍不拔の活動により、能く思想戦線の噴火口に在りたる足尾銅山の危機を救ひ明朗足尾の建設を成就し、更に生活改善を唱導して従業員的生活合理化に貢獻し、近くは安全運動、銃後々援等にも参加しつゝあり。即ち本聯盟が足尾銅山の精神的協力の源泉となり全山の統制、福祉増進、能率向上等に盡したる功績尠らさず。我國重要産業の健全なる發達に寄與する所寔に大なり。

##### 生活改善申合規約

##### 第一章 總 則

第一條 本申合ハ會員ノ生活ヲ改善シ冗費ヲ省クヲ以テ目的トス

第二條 會員相互間ニ於ケル贈答ハ金錢ヲ以テ之ヲ爲ス可シ

但シ已ムヲ得ザル事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 本規約ニ於ケル親類ノ範圍ハ左ノ如シ

一、血族及姻戚

二、鑛夫交際ニ於ケル親分及子分



第四條 毎月一回以上生活改善日ヲ定メ生活改善ニ關スル宣傳ヲナス可シ

第二章 葬儀費節約

第五條 會員ノ家ニ於テ葬儀ヲ營ムトキハ本規約ヲ恪守ス可シ

但シ顧問及相談役ノ家ニ於テ營ムトキハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 葬儀費ハ左ノ限度内ニ於テ之ヲ支辨ス可シ

一、會員死亡ノ場合 金五十圓

二、六歳以上ノ家族死亡ノ場合 金四十圓

三、六歳未満ノ家族死亡ノ場合 金三十圓

第七條 葬儀ニ當リ左ノ各項ヲ嚴守ス可シ

一、撤錢ヲ廢止シ會葬ノ生徒ニ物品ヲ呈セザル事

二、花及盛物等ヲ贈ラントスルトキハ持人ヲ附ケル事

三、白衣及髪結錢ハ必ラズ本人ノ支辨タル事

第八條 出生二十一日未満ノ死亡兒ノ葬儀ハ香奠ヲ受ケザル可シ

第九條 骨拾、墓參及百ヶ日迄ノ追善ノ場合ハ寺ニ於テノ茶菓ヲ廢シ親類及隣人ノ外施主ノ響應ヲ受ケザル可シ

第十條 香奠返ハ之ヲ爲スベカラズ

第三章 虚禮廢止

第十一條 節句ノ場合ニ於ケル金品ノ贈呈ハ之ヲ爲スベカラズ

第十二條 出産ノ場合ニ於ケル贈呈ハ相談役ノ同意ヲ要ス

但シ響應ハ之ヲ受ケザル事

初産兒ニ對シテハ此ノ限ニアラザルモ其ノ經費ハ十圓以内トス

出産ノ場合ニ於ケル表慶ニ對スル金品ノ返禮ハ之ヲ爲スベカラズ

但シ手傳ヲ受ケタル女子ニ限り響應ハ爲ス事ヲ得

第十三條 傷病ノ場合ニ於ケル金品ヲ以テスル見舞ハ五十錢以内トシ左ノ場合ノ外之レヲ爲スベカラズ

一、會員傷病ノタメ休業、療養引續キ三週間以上ノ場合

二、會員重症ノ場合

三、會員ノ家族重症ト認メタル場合

四、會員又ハ其ノ家族入院ノ場合

傷病ノ場合ニ於ケル見舞ニ對スル金品ノ返禮ハ之ヲ爲スベカラズ



第十四條 新盆ノ場合ニ於ケル金品ノ贈呈ハ親類ノ外之ヲ爲スベカラズ

新盆ノ場合ニ於ケル慰藉ニ對スル金品ノ返禮ハ之ヲ爲スベカラズ

第十五條 入營及除隊ノ場合ニ於ケル祝宴ハ親類及近隣ノ者ノ外之ヲ爲スベカラズ

除隊ノ場合ニ於ケル土産ノ贈呈ハ之ヲ爲スベカラズ

第十六條 中元竝歲暮ノ場合ニ於ケル贈答及新年ノ場合ニ於ケル廻禮ハ之ヲ爲スベカラズ

但シ特別ノ間柄ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 旅行ノ場合ニ於ケル餞別ハ之ヲ爲スベカラズ

歸還ノ場合ニ於ケル土産ノ贈呈ニ付亦同ジ

第十八條 慶弔ノタメ響應セントスル時ハ必ず相談役ノ意見ヲ求ムベシ

第四章 機關

第十九條 本申合ニ關スル事項ヲ擔當セシムル爲メ監察員ヲ置ク

監察員ハ議員ヲ以テ之ニ充ツ

第二十條 監察員ノ擔當スベキ事項左ノ如シ

一、會員ノ生活改善ニ關スル狀況監察

二、生活改善ニ關スル事項ノ獎勵

第五章 罰則

第二十一條 故ナク本規約ニ違反シ改悛ノ情ナキ者ハ本規約第十三條ニ依リ之ヲ除名ス

附 則

第二十二條 本規約ハ昭和九年七月四日ヨリ之ヲ施行ス



### 小坂鑛山交誼會

#### 一 組 織

小坂鑛山交誼會は大正八年の創立に係り全山従業員を會員とする本山唯一の労働團體なり。從來の會長及現任役員の主なるもの左の如し。

初代會長 酒井松五郎  
前任會長 板垣熊太

#### 現任交誼會役員

會長	小盛太郎	太田伊助	片岡東一
副會長	菊地胞治	酒井忠	
理事長	白澤政次郎	長岐鐵二郎	
理事	及川鶴治	内村六松	
	澤口一二	小笠原清一郎	
	井上清次郎	葛西善一	
	勝又辨吉		
	小玉清太		

評議員 千葉繁 外三十四名  
鳥潟直治 杉澤長之助

本會々則を掲記すれば左の如し。

#### 小坂鑛山交誼會會則

##### 總 則

第一條 本會ハ會員相互ノ親睦ヲ圖リ智徳ヲ磨キ質實勤勉ノ美風ヲ涵養シ貯蓄ヲ奨メ以テ福祉ヲ増進スルヲ目的トス

第二條 本會ハ小坂鑛山同支山ニ勤務スル鑛夫世話役、助手、工手、職頭、小頭、及名簿登録済ノ従業員ヲ以テ組織ス會員外名望者ニシテ本會ノ趣旨ニ賛成シ本會ノ發達ヲ援助スルモノハ賛助員トス

第三條 本會ハ本部ヲ小坂鑛山渡ノ羽ニ支部ヲ花岡支山ニ置ク

第四條 本會支部會則ハ本會會則ニ準シテ別ニ之ヲ定ム

##### 機 關

第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長壹名 副會長參名 理事長壹名 會計壹名 理事若干名 評議員六十名以内 顧問若干名 會計監督壹名



第六條 役員ノ任期ハ三年トス但再選ヲ妨ケス

役員ニ缺員ヲ生シタル時ハ本會會則ニ依リ遲滞ナク補缺選舉ヲ行フコトヲ要ス

補缺選舉ニ依リ就任シタル役員ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

第七條 會長ハ本會ヲ統理シ本會ニ關スル一切ノ責ニ任ス副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ之ヲ代理ス

第八條 理事長ハ理事會評議員會ノ議事ノ整理議事録ノ保管其他一切ノ會務ヲ司掌ス

會計ハ會費徵集及收支ニ關スル事務其他會計書類ノ整理保管ヲ司掌ス

第九條 理事會ハ會長副會長理事ヨリ成リ會長之カ議長トナル

第十條 理事會ハ必要ニ應シテ會長之ヲ召集ス

理事會ハ日常會務竝ニ評議員會決議執行ニ關スル事項ヲ審議シ其ノ決議ハ凡テ出席理事會員ノ三分ノ二以上ノ同意アルヲ要ス

第十一條 評議員會ハ會長、副會長、理事、評議員ヨリ成リ會長之カ議長トナル

第十二條 評議員會ハ本會ノ重要會務ヲ審議シ其決議ハ出席評議員三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

出席評議員半數以下ナル時ハ採決スルコトヲ得ス出席評議員半數以上ト雖モ議事ニシテ尙ホ研究調

査ノ必要アリト認メタル時ハ議長ハ採決ヲ留保スルコトヲ得

第十三條 評議員會ハ通常評議員會及臨時評議員會ノ二種トス

通常評議員會ハ毎年二回四月十月之ヲ開ク

臨時評議員會ハ左ノ場合ニ之ヲ開ク

(一) 理事會ニ於テ必要ト認メタルトキ

(二) 評議員總員ノ二分ノ一以上ヨリ會議ノ目的ヲ示シテ請求シタルトキ

第十四條 評議員會ノ召集ハ開會前少クモ三日前ニ議案ト共ニ書面ヲ以テ評議員、顧問、會計監督ニ通知スルコト

第十五條 顧問ハ本會ノ健全ナル發達ヲ助成スルタメ本會ノ樞機ニ參與シ且理事會評議員會ニ列席スルノ權限ヲ有ス

會計監督ハ本會ノ財産狀態竝ニ其ノ收支ヲ審査監督ス

第十六條 顧問及會計監督ハ理事會ノ決議ニ依リ賛助員ヨリ推薦ス

選舉

第十七條 本會評議員ノ選舉ハ有限責任小坂鑛山購買組合第二部總代ノ選舉規定ヲ準用ス

第十八條 會長ハ鑛夫世話役側評議員、助工手側評議員、職小頭側評議員、一般從業員側評議員中ヨ



リ候補者各一名宛ヲ全評議員ニ於テ選舉シタルモノ四名ニテ互選シ他三名ハ副會長トナル  
理事會計係ハ會長副會長合議ノ上評議員中ヨリ選任ス理事長ハ理事中ヨリ一名ヲ互選スルモノトス

會計

第十九條 本會ハ小坂鑛山交誼會會則第二條第一項ノ會員ヨリ毎月男會員金五錢女會員金貳錢ヲ會費  
トシテ徵收シ尙有志ノ寄附金ヲ以テ維持基金トス

第二十條 本會ノ維持基金ハ毎月小坂鑛山事務所ニ預入シ利殖ヲ計ルモノトス

第二十一條 本會ノ收入支出ハ每年末會計係ハ決算報告書ヲ作製シ會計監督ノ審査竝ニ評議員會ノ承  
認ヲ受クルコトヲ要ス

罰則

第二十二條 本會會員ニシテ本會ノ名譽ヲ毀損シタルモノ又ハ本會會則ニ違反シ漫ニ秩序ヲ紊亂スル  
所爲アリタルモノハ評議員會ノ決議ヲ經テ除名ス

附則

第二十三條 本會ノ目的ヲ遂行スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

- 一、會員ニシテ死亡ノ場合金五圓贈呈
- 一、會員ニシテ火災ニ罹リタル時一戸ニ付

全燒 金拾圓 半燒 金五圓贈呈

其他ノ事業ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

第二十四條 本會會則ハ昭和八年四月一日ヨリ施行ス

大正九年四月十九日施行シタル本會會則ハ本則施行ト同時ニ無効トス

尙交誼會現在の會員數は次の如し。

小坂 本部	二、六七〇	計	四、二八六
花岡 支部	一、六一六		

二 實施事項の概要

本會の實施せる主なる事項左の如し。

(一) 實施機關竝に制度

實施機關として小坂に本部を、花岡に支部を置き會則第五條乃至第十六條の規定により各役員を定  
め毎年四月、十月の二回通常評議員會を開催し事業遂行に關する重要會務を審議する外隨時必要に  
應し臨時評議員會を開催して勞働條件の維持改善、福利施設の擴充其の他當面の問題に付會議を開  
き實施事項を協議決定し理事之が實行の衝に當る。



(二) 購買組合の設立及運用

大正八年鑛山當局者と圖り其の後援の下に産業組合法による購買組合を設立し爾來繼續運用以て今日に至る。購買組合創立當時の組合員數三、一二〇人、現在組合員數二、七九八人にして現任理事監事の氏名左の如し。

- 組合長理事 白石慶太郎
- 理事 原田清兵衛
- 同 川守田政繼
- 同 交誠會長(鑛夫世話役) 小山盛太郎
- 同 交誠會副會長(助手) 菊地胞治
- 同 同 (職頭) 太田伊助
- 同 同 (鑛夫) 片岡東一
- 常任監事 蛭子義一
- 同 杉江政司
- 同 交誠會理事長(職頭) 白澤政次郎

役員は慣例として事業經營上の都合に依り鑛山當路の職員と交誠會の幹部を之に充つ。

最近年度の貸借對照表及損益計算を記せば左の如し。

貸借對照表

貸方		借方	
出資金	一五、一二〇、〇〇〇	未拂込出資金	七八、〇〇〇
準備金	四三、五〇七、七九〇	全國購買組合聯合會出資	一、五〇〇、〇〇〇
特別積立金	七七、七七九、三四〇	中央金庫出資金	一、九〇〇、〇〇〇
別途積立金	一〇、四八六、四九〇	秋田縣信用組合聯合會出資	一〇、〇〇〇、〇〇〇
全國購買組合聯合會未拂込出資金	一九七、三五〇	秋田縣販賣購買組合聯合會出資	二、〇〇〇、〇〇〇
秋田縣信用組合聯合會未拂込出資金	三、六八二、八八〇	秋田縣信用組合聯合會特別當座貯金	二六八、九七〇
秋田縣販賣購買組合聯合會未拂込出資金	一、一一五、〇四〇	供給準備品	一五一、六三五、九八〇
假受金	一七、二〇四、四七〇	小坂鑛山預金	四九、四六八、〇〇〇
末拂金	二七、六九一、七四〇	假出金	七九三、一五〇
前年度繰越金	八二三、三三八	未收入金	九、五五六、四〇四
本年度剩餘金	四八、六三二、〇八六	建物	八、二三八、四三〇
		什器	一、三六九、七二〇



合	計	二四六、二四〇、五二四	有價證券	八、七五〇、〇〇〇
損益	計算		現金	六八一、八七〇
利益			合計	二四六、二四〇、五二四
種目	金額			
預金利息	九〇七、八五〇	給料	八、二〇九、〇四〇	
購買益金	八二、四七五、四八三	助手以下賃金	一二、九二一、四二〇	
中央金庫及聯合會配當金	二八八、七〇〇	雜給	四七〇、七七〇	
雜收入	三五〇、一八〇	賞與	三、七一二、八二〇	
小計	八四、〇二二、二一三	米價補助金	六三、〇一〇	
繰越金	八二三、三三八	消耗品費	三、四五六、〇〇〇	
		通信費	四六四、五七〇	
		雜件費	三、〇六五、六三〇	
		旅費	四〇三、九三〇	

二四

動力費	一、五九二、六五〇
醫療救恤費	二一、八六〇
營繕費	九五、二七〇
利子	八〇九、〇五〇
雜損	一〇四、一〇七
合計	三五、三九〇、一二七

(三) 鑛夫俱樂部の設置竝に修養慰安娛樂設備

元山、大谷地、渡の羽の三ヶ處に鑛夫俱樂部を設置し碁、將棋、蓄音機、ラヂオ等の娛樂設備をなし隨意慰安娛樂を採らしむ。又通俗科學、歴史、講談、修養に關する圖書新聞雜誌を備へ常識の涵養と趣味の向上に努め其の他隨時宗教講話、修養座談會、各種講習會等を催うす際會場として使用する外祝儀其の他儀禮的行事にも開放して使用せしめ一般の利便を計りつゝあり。

- 最近一ヶ年間三俱樂部維持費を示せば左の如し。
- 一、拜賀式典費 三一、三三三
- 一、會議費及事務費 四二、七五

二五



一、番人諸手當	三五六、〇〇
一、修養及娛樂費	二三二、三〇
一、購讀費	一五一、九五
一、燃料費	一二二、三四
一、備品費	五七、一〇
一、雜費	四六、六八
合計	一、〇四〇、四五

(四) 會員相互扶助、生活改善に關する關する實施事項

會員相互扶助及生活改善に資する爲め規約申合せ(別記會員相互扶助規約及生活改善規約参照)をなし之が實行に便する爲め諸儀式用備品什器類を設備し會員の使用に充て専ら個人經濟の輕減、冗費の節約を計りつゝあり。

(五) 非常時局に於ける銃後後援に關する實施狀況

非常時局に鑑み時局の認識を深からしめ以て銃後の後援に遺憾なきを期する爲め最近左の催しを實施せり。

- 一、昭和十二年十月東京朝日新聞社戰時ニュース映畫班を招聘し劇場康樂館に於て映畫會を開催し會員及家族の觀覽に供す。入場人員約二千

- 一、昭和十二年十月防空思想普及の爲め防空に關する映畫會を開催し會員及家族の觀覽に供す
- 一、昭和十二年八月皇軍の武運長久及戰勝祈願の爲め會員一同山神社參拜をなす
- 一、昭和十二年十一月同上目的の爲め會員一同村社出羽神社參拜をなす
- 一、昭和十二年十月出征軍人家族一三四世帯へ留守見舞をなす
- 一、昭和十二年十一月出征軍人家族慰安のため劇場康樂館に招待し支那事變ニュース大會を開催觀覽に供す

- 一、昭和十二年七月以降出征軍人に對し餞別壹圓、祝幟一本つゝを贈呈し士氣を鼓舞激勵す
- 一、滿洲事變に際し恤兵慰問金として六三〇圓を會員より募集獻金す
- 一、今次支那事變に際し銃後後援資金として六五〇圓を釀金秋田縣銃後後援會に獻金す

三 業 績

本會は創立以來十九年の長年月を閲し、常に穩健着實、産業報國を會是とし各種の労働問題に當面しては克く部内の輿論を統制し不純なる煽動使嗾を排して常に鑛山當局と懇談折衝を遂げ圓滿解決に導き勞資協調の實を擧げ事業の發展に盡したる功績尠らざるものあり。

特に著るしき事項を擧ぐれば大正十五年三月外來農民組合の使嗾により職工の一部不當なる要求を



提げて罷業に入り、一般従業員を煽動して一舉に全山に亘る同盟罷業を執行せんと策動したる時に際し、平靜克く事理を論し輕舉盲動を戒め彼等一派の不純なる策動の禍中に投ずることなく業務に専念せしめたる如き當時世上一般より推奨せられたる處なり。

又従業員の福利施設の擴充に意を用ひ大正八年交誼會創立直後に鑛山要路と圖り其の後援の下に全従業員を以て産業組合法に依る購買組合を設立し、日用百貨を低廉なる仕入値段にて分配し以て全従業員の生活費の輕減に努め同組合をして年々堅實なる發達を見るに至らしめ、最近一ヶ年の組合員購買高實に百萬圓を突破し全國有數の模範購買組合として一般の認むる處となりたり。

其の他山内三ヶ處に鑛夫俱樂部を經營し従業員の修養慰安娛樂場として諸種の施設をなし一般の利用に便するのみならず、相互扶助、生活改善に亘りて諸種の規約を設け冠婚葬祭に關する冗費節約の勵行をなし數多の治績を擧ぐる等山内鑛夫自治機關としての活動頗る顯著なるものあり。

又最近支那事變の勃發に當りては國民精神の作興銃後の後援等に力を致すこと尠らず。他の各種團體の模範として推奨するに値するものとす。

#### 會員相互扶助規約

- 一、本會員ニシテ死亡ノ場合ハ左記ニ依リ香典ヲ贈呈ス  
正會員死亡ノ場合 金五圓也

一、會員ニシテ天災火災等ニテ他ノ救済ヲ要スルトキハ左ノ範圍ニ於テ見舞金ヲ贈呈ス

- 一、會員 火災全燒ノ場合 金拾圓也

同 火災半燒ノ場合 金五圓也

- 一、會員 水害ノ場合 參圓以上拾圓迄

一、入退營兵ニ對シテハ祝幟ヲ贈呈ス

- 一、會員及家族ノ入退營 祝幟 壹本宛

- 二、會員ノ出征兵 祝幟 壹本宛

餞別 壹圓宛

- 三、會員家族ノ場合 祝幟 壹本宛

#### 生活改善規約

一、婚儀ニ關スル事項

披露宴ハ簡略ヲ旨トシ招待客ハ近親者ニ止ムルコト

祝儀用品ハ虚飾ヲ避ケ祝儀ノ御返シヲ全廢スルコト

披露宴ノ贈膳及引物ヲ廢止スルコト

宴席ニ於テノ廻杯ヲ廢止スルコト



## 一、葬儀ニ關スル事項

死亡ノ通知ハ近親者ニ限り通夜ハ近親者ノミトスルコト

靈前ノ供物ハ質素ヲ旨トシ葬式前後ノ食事及齋ヲ廢シ酒ハ一切全廢スルコト

香典ヲ五拾錢以下トシ香典返シヲ廢止スルコト

葬儀ハ嚴肅ヲ旨トシ行列ヲ廢シ告別式ヲ實行スルコト

## 一、贈答ニ關スル事項

形式的手土産ヲ廢止スルコト

形式的饒別、旅行ノ贈答ヲ廢止スルコト

總テノ送膳ヲ廢スルコト

入退營兵ノ贈答ヲ廢止スルコト

歳暮、中元等ノ形式的贈答ヲ廢止スルコト

## 一、其ノ他ノ事項

諸集會及會合ハ時間ノ勵行ヲ期スルコト

司會者ハ必ず解散ヲ宣スルコト

他家訪問ノ時ハ時間ヲ打合セ相手方ノ迷惑ナキ様特ニ注意スルコト

## 幌内炭礦養老坑災害防止研究會

## 一 沿革

幌内炭礦養老坑に於ける保安思想は全従業員に普及せられしも從來の安全運動としては特定のものなく坑主任を中心とせる年二回の大集會或は隨時切端別の座談會或は災害防止に關するパンフレットの配布等の外特に見るべきものなかりき。

然るに勞務者中災害事故は過去の事例に徴するに其の大部分が各自の不注意に因るものなるに鑑み先づ各自の精神的融合と不時に處する心構の必要なることを深く認識するものあり。加之災害防止は常に懲慥せられて他動的に爲すものにあらずして自主進取的に當らざるべからざること自覺し遂に「災害事故絶無」「明朗なる事業の確立」をスローガンとし實に勞務者の自發に依り結成せられしものにして爾來全従業員は動員せられ一致協力着々其の成果を收め來り二ヶ年半に亘り死亡重傷者皆無といふ稀有の成績を擧げ理想實現へと邁進し來れるものなり。

## 二 組織



養老坑は北海道炭礦汽船株式會社幌内炭礦に所屬し、同坑災害防止研究會は全従業員の自發的結成に依る安全自治團體なり。

養老坑は従業員二百二十名、出炭日産五百噸の採炭現場にして由來坑内主任を中心として能く人の和を得全會員の眞摯なる態度と熱誠なる精神的融合は出炭能率に災害防止に同社の模範として推奨せられつゝあり。

尙養老坑災害防止研究會の精神、内容、組織を明かにする爲め左に本會の趣旨、誓約並に會則を掲記せん。

(イ) 趣 旨

養老坑災害防止研究會々員は炭礦勞働に従事して優秀なる能率を擧ぐるには先づ保安の完璧を期し而して事故の絶滅は精神上の訓育と人的相互の緊密なる協和にあることを自覺し自主的、進取的に災害の因て生ずる原因を調査し或は之を未然に防止して打つて一丸となり國家産業の原動力たる石炭鑛業の發達を期し明朗事業確立のため災害を驅逐せんとするものなり。

而して常に如何なる事業に處するも人的協和と精神的融合は第一要素にして此の點は本會の最も樞要と觀る處、從て産業に於ける最大の力は本來眼に見えざる「誠實」「融和」「協力」等の内在的力なることを飽くまで主張す。

(ロ) 誓 約

- 一、我等ハ作業生活ヲ通ジテ國運進展ノ原動力タル石炭鑛業發展ノタメ盡瘁シ以テ陛下ノ赤子タルハ本分ヲ全ウセントス
- 二、災害中恐ルベキハ死亡ト重傷ナリ我等ハ之ガ絶無ヲ期シ明朗事業ノ確立ニ邁進セントス
- 三、保安ノ要訣ハ規則ノ嚴守ニ在リサレド我等ノ自覺ニ基ク和合ト協力無カリセバ全カラズ
- 四、規則ハ我等ノ良キ指導者ナリ誠意モチテ之ヲ遵守セバ保安ハ全シ
- 五、係員ノ誠意アル指揮命令ニハ絶対服從ス、係員ノ示ス誠意ノ花ハ聽テ我等ノ誠意ノ實トナリテ結バン

(ハ) 養老坑災害防止研究會々則

- 第一條 本會ハ養老坑災害防止研究會ト稱シ事務所ヲ會長宅ニ置ク
- 第二條 本會ハ養老坑所屬勞務者ヲ以テ正會員トシ本會ノ主旨ニ賛同セル養老坑係員ヲ以テ賛助會員トス
- 第三條 本會ハ會員一致協力シテ災害防止ニ勉メ能率ノ向上福利ノ増進ヲ圖ルヲ以テ目的トナス
- 第四條 本會ニ左記ノ役員ヲ置キ顧問以外ハ正會員中ヨリ之ヲ定ム
  - 一、會長 一名
  - 二、副會長 二名
  - 三、顧問若干名
  - 四、方面委員 三〇名、常設委員 若干名



第五條 本會ノ會長及副會長ハ會員ノ互選（又ハ推薦）トシ方面委員ハ會長及副會長協議ノ上指名委  
囑ス

顧問ハ礦長、養老坑主任、保安主任、事務主任、擔任職員等ヲ推戴ス

第六條 會長及副會長ノ任期ハ一ケ年トス但シ重任スルコトヲ得

方面委員ハ任期ヲ六ヶ月トシ引續キ重任スルコトヲ得ズ役員ニ缺員ヲ生ジタル時ハ直チニ補充ス但  
シ任期ハ前任者ノ殘任期間タルベシ

第七條 會長ハ會務ヲ統轄シ之ヲ代表ス副會長ハ會長ヲ補佐シ會務ノ圓滑ナル遂行ヲ計リ會長差聞ア  
ル場合ハ之ヲ代理シ方面委員ヲ誘導本會ノ目的達成ニ努力ス

方面委員ハ會長ノ命ヲ受ケ所屬會員ヲ統轄シ決定事項實行ノ責ニ任ズルモノトス  
顧問ハ會長ノ諮問ニ應ジ隨時意見ヲ發表シ會員ノ誘掖ニ努ム

第八條 本會ノ目的達成ノ爲メ左記事項ヲ實行ス

一、方面委員ハ自己統轄部内ニ事故發生シタル場合ハ其ノ狀況及原因ヲ詳細ニ調査シ置キ例會ノ際  
會長ニ報告ス

二、毎月一回例會ヲ開催シ役員顧問賛助會員毎回出席シ各方面別正會員ハ二〇名交代ニテ出席シ會  
長ノ指示事項ニ付協議ス

三、各方面委員ヨリ事故ノ狀況及原因ニ付報告ヲ受ケタル場合ハ會長例會ノ際其對策ヲ協議シ以テ  
類似事故ノ皆無ヲ期ス

四、會長ハ災害惹起セシ場合罹災者又ハ其目撃者ノ指名出席ヲ求ムルコトアリ此際會員ハ出席ノ義  
務アリ

第九條 本會ノ年度ハ七月一日ヨリ翌年六月三十日迄トス

毎年七月總會ヲ開キ役員ノ更新及ビ經過報告並ニ實施要目ヲ協議ス

第十條 本會ノ會則ハ役員會ノ決議ヲ經テ修正補足スルコトアルベシ

### 三 安全自治運動の實施概況

以上縷述の趣旨は普く會員に理解せられ會長以下全員の協和に依り之を實踐活動に移し遺憾なから  
しむ。其の主なるものを列擧すれば左の如し。

(一) 神社 禮拜

毎日現場往復の途次會員は村社幌内神社に參拜して安全祈願及宣誓をなすことを勵行し常に敬虔な  
る宗教的信念を培ふことに務めつゝあり。

(二) 安 全 頌



セルロイド製サツク入の安全顔を會員に携帯せしめ常時反覆反省の資と爲さしむ。

(三) 月例研究會の開催

顧問たる坑主任及賛助會員列席の下に會長を中心とせる委員會を開催し相互の意志疏通、會員の指導方法、作業の體驗及設備改善等に付協議す。

(四) 月例安全日の實施

毎月十五日を安全日と定め實施事項に付全員協力之が徹底を期す。

(五) 新參勞務者の訓育

隨時新參勞務者を會合せしめ會長之が保安訓育に任す。

(六) 保安揭示板の利用

傷害の原因に關し自他の誠と爲すため坑内要所に設けたる揭示板に其の詳細を揭示す。

(七) 負傷者家族の慰問

會長及委員は夫々負傷者及家族を境問す。入院患者に對しては温室花の寄贈及バッテリー映寫等に依りて慰問を行ふ。

其の他全國安全週間、會社主催の爆發豫防週間、落磐防止週間等には常に卒先殆んど會社側の監督を受くることなく活動しつゝあり。

四 實 績

本研究會の結成せられし昭和拾年六月を境とし前後四期間に亘る災害死傷者狀況（死傷者數及死傷率）及出稼狀況を示せば左記の如く本會結成のスローガン「災害事故絶無」の理想は實現せられつゝあること數字が如實に示して餘りあり。最近に於ては輕傷者も十指を屈するに足らざる優秀なる成績を示しつゝあり。又對在籍出稼率に於ても類稀なる好調を示して益明朗養老坑の聲價を高めつゝあり。是れ偏に養老坑災害防止研究會員の産業人たる自覺に基く眞摯なる團體的協力の努力と炭礦事業に従事する者の使命を克く認識せる熱誠が茲に輝かしき成果を收むるに至りしものなり。

養老坑災害死傷者狀況

年 次	死亡	重傷	輕傷	計	千噸當 負傷率	出稼千人 當負傷率
昭和 七年上	—	—	九	九	〇・一九	〇・四〇
同 七年下	—	一	一七	一七	〇・三三	〇・七七
同 八年上	—	二	一二	一四	〇・二九	〇・五三
同 八年下	—	二	一七	一九	〇・四一	〇・六一
同 九年上	—	—	二三	二三	〇・三七	〇・七七



同	九年下	一	二	一二	一五	〇・三四	〇・九一
同	一〇年上	一	一	二三	二四	〇・三六	〇・九五
同	一〇年下	一	一	一七	一七	〇・二一	〇・五六
同	一一年上	一	一	一三	一三	〇・一七	〇・四二
同	一一年下	一	一	三	三	〇・〇七	〇・一五
同	一二年上	一	一	一〇	一〇	〇・一五	〇・三一

養老坑對在籍出稼率

昭和一〇年下	九四%
同 一一年上	九四%
同 一一年下	九五%
同 一二年上	九六%

要之本會の設立は昭和拾年六月にして未だ二年有半を経るに過ぎざるも設立以後の災害は死亡、重傷共絶無にして、只惜むらくは拾年下期に十七人、十一年上期十三人、十一年下期五人、十二年上期十人の輕傷者を出せるも漸減の一途を辿り又出稼千人當、出炭千噸當負傷率に就ても前記四期間を通じ次第に良成績を示し、延いては全山從業員の融和と福祉増進に貢獻する處大にして斯の如く良果を收むるに至りしは全く全會員の和親協力に依る安全自治運動の功績なりと謂ふを得べし。



夕張炭礦  
支柱夫 加藤 永吉君

一 表彰事績の概要

君は大正十一年八月新夕張坑支柱夫として入社以來今日に至る勤績十五ヶ年孜孜として業務に精勵せり。資性寡黙にして實行力に富み克く上司の命に従ふと共に常に後輩の指導に盡瘁して倦むことなし。殊に支柱作業に於ける卓越せる技術は支柱夫中の第一人者として衆人の認むるところ現在同坑の優秀なる支柱夫は概ね君の訓育に依るものなり。

君は稼働しては最優秀の成績を擧ぐると同時に部落の共同生活に於ても模範的人物として衆望を一身に蒐む。即ち曾て協調團體たる一心組合の伍長及委員を歴任し現に健康保險組合會議員の職にあり。而かも家庭にありては克く一家を治め慈愛溢るゝ父として一家和樂の中心たり。



炭礦に於ける災害防止は坑内外諸設備の改善、安全施設及保安宣傳等に俟つこと論なしと雖ども勞務者の自覺による災害防止觀念の發露に俟つこと亦大なり。君は夙に自治的災害防止の必要を提唱し常に全従業員のリ―ダーとして安全運動の第一線に活躍しつゝありしが偶々昭和十年三月松島坑災害防止研究會設立せらるゝに當り衆望を負ひて會長に就任し、爾來勞務者相互の防災訓育に寧日なく全週間實施に際しては坑口に於て全會員に對し進るが如き熱意を以て災害の絶無を叫び以て各自の自覺を促す等日夜獻身的努力を惜まず。

今日同坑に於て着々災害漸減し夕張礦各坑に比し拔群の好成績を擧げつゝあるは君が努力に俟つところ多く特筆に價す。

君は常に當時災害の防止に精進するに止まらず一旦災害に臨みては挺身難に赴くの勇士たり。過る昭和九年六月松島坑第二立入自然發火の事起るや救護隊員として卒先勇躍、襲ひ來る惡瓦斯もものは必死同僚を激勵同所のアーチ卷を敢行し災害を最小限度に止むるを得たり。常時にありては約十日間を要すべき難作業なるに不拘アーチ卷百米、レール留付五百枚夫れに約二尺五寸厚さの「セメンターション」を約四日間にて完成せしめたるは驚異的の偉業にして、加之同所は其の附近の主要運搬坑道なるに不拘各種作業に何等の支障を與へず操業を續けて完成したるは全く不眠不休の努力の賜なり。

君は又日頃研究心深く創意工夫に富み能率増進無駄排除等成績の向上に銳意勵心し君の支柱先山と

して従事するや材料配給方法の不良或は後山との連絡不完全による時間空費を徹底的に排除するに努め大に能率の向上を來しつゝあり。

惟ふに事物の企劃改善に當り他より慥慥せられて爲すは容易の業なれども常に進取卒先新路の開拓に當るは凡人の企及し得ざる處、然るに君の如きは寡言實行、堅忍不拔の信念に基き勇往邁進怠らず洵に眞の勇者と稱すべく茲に敢て君の安全運動及能率増進に對する功績と部落教化の輝しき奮闘に對し衷心敬慕の情を寄すと共に炭礦模範勞務者として江湖に推獎するものなり。

## 二 履歷概要

本籍地	北海道夕張郡夕張町字新夕張ヌノ五
現住所	北海道夕張郡夕張町字新夕張ヌノ一
戸主	加藤 永吉
出生日	明治二十五年四月十六日生

## 學 歴

一、明治四十四年三月 秋田縣北秋田郡笹館尋常高等小學校高等科卒業

## 職 歴



- 一、自明治四十四年四月至大正七年三月 秋田縣北秋田郡西館村ニ於テ農業
- 一、自大正七年四月至同十一年七月 夕張礦天龍坑ニ於テ支柱夫
- 一、大正十一年八月 新夕張礦松島坑支柱夫トシテ現在ニ至ル

賞 罰

- 一、大正十一年五月 優良勞務者トシテ夕張礦ヨリ表彰サル
  - 一、昭和九年七月十四日 優良勞務者トシテ北海道石炭鑛業會ヨリ表彰サル
- 炭坑公職辭令及表彰狀の寫左の如し。

囑 託 狀

加 藤 永 吉

本團總務部副長ヲ囑託ス

昭和六年五月五日

新夕張礦青年團々長 光 增 直

夕 張 礦 堀 夫 加 藤 永 吉

操行優秀ニシテ精勵衆ヲ超ヘ能率拔群ナリ

依テ賞牌並ニ酒肴料ヲ贈リ之ヲ表彰ス  
大正十一年五月十一日

北海道炭礦汽船株式會社北海道支店

感 謝 狀

加 藤 永 吉 殿

夕張礦一心組合委員トシテ任期中同組合ノ趣旨ニ基キ終始勞資協調ノ精神ヲ發揮シ事業ノ進展ヲ計リ組合員ノ幸福増進ニ努メラレタルハ本職ノ深ク感銘スル所ナリ  
茲ニ記念トシテ銀盃壹組ヲ贈呈シ感謝ノ意ヲ表ス

昭和八年十二月二十三日

夕張礦長 古 谷 金 一 郎

褒 狀

北海道炭礦汽船株式會社夕張礦

加 藤 永 吉

右者平素誠實勤勉ヲ旨トシ成績優良ニシテ他ノ模範トスルニ足ル仍テ記念品ヲ贈リ之ヲ表彰ス  
昭和九年七月十四日

北海道石炭鑛業會





三菱美唄炭礦

仕繰夫 弓 場 清 治 君

## 一 表彰事績の概要

大正四年四月四日三菱美唄礦業所に選炭夫として入籍、同六年三月坑外運搬夫、同年九月仕繰夫に轉じ今日に至る。

君は夙に敬神崇祖の念深く神佛に對する日常の眞摯なる奉仕生活は十年一日の如く、自己の修養に就ては造次顛沛も之を怠らず、後輩を導くに敬神、修養を「モットー」とし平素の言動は總て其の軌を逸することなく、資性、温厚篤實、思想堅固にして責任觀念強く洵に従業員の龜鑑たり。入籍以來實に貳拾有參年其の間日夜孜孜として業務に精勵、夙に優良先山仕繰夫に推され能率増進は固より後輩の指導誘掖に盡力し、又部落に在りては幹部として能く部落の改善に努め全く私心を没して公共の

爲めに盡瘁する等其の功績顯著にして選賞せなるゝこと數度なり。又家庭に在りては家長として能く家政を整へ常に和氣霽々たる模範家庭を作り住民尊敬の的となり居れり。

昭和二年十一月當所未曾有の不祥事たる豎坑瓦斯爆發に遭遇するや直に身を挺して救助作業に従事し前後十四日間不眠不休の獻身的努力を續くると共に一般従業員の士氣を鼓舞し作業を督勵し最も困難なる罹災者の搬出及密閉作業に活躍貢獻したるは實に嘆賞措く能はざるところなり。又昭和三年十一月第一坑々内に於て自然發火の徴候あるや一身の危険をも顧みず其の優秀なる技倆を以て敢然之が防遏作業に従事し變災を未然に防止せる外昭和八年八月第一坑々口崩壞の際には復舊作業に銳意盡力したり而かも斯の如きは僅か二、三の事例を擧げしに止まり苟くも防災保安作業に際しては常に綿密周到なる注意を以て能く臨機の處置をとり或は人命を救助せしこと一再ならず、此等の功績は實に沈着豪膽、明敏果斷なる君にして能く爲し得る處にして人格技倆共に優秀卓抜なるものとして推敬せらるゝ所以なり。

斯の如く君は自己の職分に對し穩健不惑の信念を持し業務に恪勤なるのみならず銳意能率増進に關し工夫改良を圖り大正十五年「ロープ」枠の創始に盡力せる等稀に見る業務研究家として其の功績亦顯揚に値せり。更に君は自己の業務の國家産業上に於ける地位を認識し勞資協調、産業報國の大局的見地に立ちて後輩を指導し、現場より歸宅後は疲勞の身をも意に介せず種々部落の改善行事に參畫せ



るを以て推されて伍長に或は部落幹部の公職に就任、益々會社との意志の疏通を圖り延いては従業員相互の融和親睦を圖る等赫々たる成績を擧げつゝあるは敬服に値する處にして上司、同僚よりの信頼厚く後輩に敬慕せらるゝも蓋し宜なりと謂ふ可し。

### 二 履歴概要

本籍地 福島縣安積郡喜久田村大字前田澤字前田一〇

現住所 北海道空知郡美唄町字美唄炭山鴻ノ臺

土族 戸主 弓場清治

明治二十七年十月二十日生

#### 學 歴

一、明治三十九年三月 福島縣安積郡喜久田村日和田尋常高等小學校尋常科卒業

#### 業 歴

一、大正四年四月四日 三菱鑛業株式會社美唄礦業所選炭夫ニ就職、大正六年三月坑外運搬夫

ニ、同年九月仕繰夫ニ轉ジ今日ニ至ル

#### 賞 罰

一、大正十二年、昭和三年、昭和十年、昭和十一年 四回滿七ケ年、十二ケ年、十九ケ年、廿ケ年

勤績優良鑛夫トシテ三菱美唄礦業所ヨリ賞狀及賞金ヲ授與セラル

一、大正十一年十二月十日 生計調査ニ盡力シ社會局長官ヨリ感謝狀ヲ受ク

一、昭和 八 年 鴻ノ臺部落ヨリ部落幹部トシテ盡力セシニ因リ表彰セラル

一、昭和三年、四年、六年、七年、八年 五回三菱美唄健康保險組合ヨリ健康保持者トシテ表彰セ

ラレ賞狀及記念品ヲ授與セラル

#### 炭坑職歴

一、自昭和六年一月至同八年二月 三菱美唄礦業所火防衛生伍長





古河石炭鑛業株式會社西部鑛業所下山田炭鑛  
保坑夫 本 田 竹 雄 君

### 一 表彰事績の概要

君は大正十三年二月二十五日下山田炭鑛保坑夫として入籍し今日に至る。資性誠實勤勉にして克く上司の命に従ひ技倆亦優秀にして後輩を指導誘掖し成績見る可きものあるに依り昭和四年七月拔擢せられて職頭となる。次いで昭和六年二月模範鑛夫（模範鑛夫選賞規程拔萃參照）に選賞せられ更に昭和八年二月木村氏表彰資金管理規程（規程拔萃參照）により表彰の榮譽を受く。

曩に昭和四年七月勞資意志疎通機關たる鑛職夫組合設立の議起るや發起人として力を盡し組合の目的たる勞働條件の維持改善、作業能率の増進に努め常に委員、評議員、相談役に歴任して一般組合員を善導し組合の向上發展に努む。又昭和八年五月災害防止運動の議起るや同僚と相計り協議會の設立

に參畫し常に幹事として災害防止運動の第一線に立ちつゝあり。偶昭和十年六月連日の豪雨の爲め二坑々内舊坑より出水甚しく遂に五片捲立にて押上管の枕木を洗ふに至り其の水壓により鐵管折れ排氣坑道全滅に瀕したるとき君は自ら進んで難局に當り同僚を指導して防水作業に努むると共に天井重壓の襲來による高落ちある可きを察知し危険を顧みず水煙に飛び込み敏速に打柱を遂行し排氣坑道を守り以て通氣坑道をして無事ならしめたり。次いで昭和十一年五月二坑海軍左八片に於て自然發火あるや連日に亘り不眠不休獻身的に密閉作業に努力する等功績甚大なり。仍て同年五月衆望を負うて二坑協議會々長に就任し一般會員を指導して防災運動に精進せり。昭和十二年五月改選に當り相談役に擧げられ現に災害防止運動の樞機に參畫しつゝあり。

### 一 履歷概要

本籍地 熊本縣阿蘇郡山田町黒洗町四一九番地  
現住所 福岡縣嘉穂郡山田町大字下山田古河下山田炭鑛

本 田 竹 雄

明治二十五年八月五日生

一、大正十三年二月 下山田炭鑛ニ保坑夫トシテ入籍ス



- 一、昭和 四年七月 三等職頭ヲ命ゼラル
- 一、昭和 四年八月 鑛職夫組合委員ニ就任
- 一、昭和 五年八月 鑛職夫組合相談役ニ就任
- 一、昭和 六年二月 第十三回模範鑛夫ニ選賞セラル
- 一、昭和 六年七月 鑛職夫組合評議員ニ就任
- 一、昭和 七年七月 鑛職夫組合委員ニ就任
- 一、昭和 八年二月 木村氏表彰資金管理規程ニヨリ表彰セラル
- 一、昭和 八年五月 二坑協議會幹事ニ就任
- 一、昭和 八年七月 鑛職夫組合委員ニ就任
- 一、昭和 九年五月 二坑協議會幹事ニ就任
- 一、昭和 九年七月 鑛職夫組合相談役ニ就任
- 一、昭和 十年五月 二坑協議會幹事ニ就任
- 一、昭和 十一年五月 二坑協議會々長ニ就任
- 一、昭和十二年五月 二坑協議會相談役ニ就任

褒 狀

下山田坑保坑夫

本 田 竹 雄

右者大正十三年二月雇入以來克ク上司ノ命ヲ守リテ業務ニ精勵シ技倆優秀ニシテ孝心深ク洵ニ他ノ模範タリ仍テ模範鑛夫選賞規程ニ依リ善行賞牌並褒賞金ヲ授與シ之ヲ表彰ス

昭和六年二月十一日

古河石炭鑛業株式會社西部鑛業所

本 田 竹 雄

右者資性温厚品行方正ニシテ大正十三年二月西部鑛業所ニ入り爾來業務ニ勉勵技能亦優秀ニシテ事ニ臨ミ挺身難苦ヲ厭ハズ上下ノ信望極メテ篤ク僚友近隣ニ誼シ曩ニハ第十三回模範鑛夫トシテ選賞セラレタル等洵ニ衆庶ノ儀表タリ仍而木村氏表彰資金ヨリ之ヲ表彰ス

昭和八年二月十一日

古 河 合 名 會 社

模範鑛夫選賞規程拔萃

第一條 鑛夫左ノ要件ヲ具備スルトキハ之ヲ選賞シ表彰ス

一、平素誠實勤勉ニシテ他ノ模範トナルベキ善行アルモノ



- 二、勤績満三ヶ年以上ナルコト
- 三、過去二ヶ年ニ重キ懲戒處分ヲ受ケサルコト
- 四、過去二ヶ年精勤セルコト

木村氏表彰資金管理規程ニヨル表彰規程抜萃

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ木村氏表彰資金管理規程ニ依リ之ヲ表彰ス

一、服務賞罰規程第二條ニ依リ表彰セラレ又ハ第三條ノ臨時賞與金ヲ受ケタル者

二、鑛職夫ニシテ左記ニ該當スル者

(イ) 模範鑛夫選賞規程ニヨリ表彰セラレタル者

(ロ) 事業上有益ナル發見若クハ發明ヲナシ又ハ顯著ナル改良ヲ施シタル者

(ハ) 災害危變ヲ事前ニ覺知シ之カ防禦ヲ爲シ又ハ機宜ノ處置ヲ執リタル者

(ニ) 非常事變ニ際シ危難ヲ顧ミス衆ニ擢ムテ盡力シ其ノ功拔群ナルモノ

因ニ木村氏表彰資金トハ古河合名會社前理事長木村長七氏カ其ノ引退ニ際シ使用人一同ト惜別ノ情ヲ敘セムカ爲メ提供セラレタル金壹萬圓及追加寄贈ノ金壹萬圓合計貳萬圓ヲ基礎トスル基金ヲ木村氏表彰資金ト稱ス

三井砂川炭礦

支柱夫 近藤正造君



一 表彰事績の要概

砂川鑛業所に於ける保安は他礦の例に等しく昭和の初頭は未だ其の成績著しきもなく僅かに係員及鑛夫有志の熱心なる率先提唱を見たるのみにして一般的に大なる關心を喚起するに至らざりき。然るに昭和六年第一坑に於て永年勤績して技術優秀、新入者指導の任に在りし優良鑛夫の公傷死二件を出すに至り俄然保安運動は一般の注意を惹くに至れり、此の時に當り近藤正造君は率先一般の先頭に立ち保安運動の向上發展に盡力せり。爾來君の獻身的努力に依り左記事項を繼續實行し來れり。

- 一、揭示、ビラの撒布、講演會、懇談會、打合せ會の開催
- 二、入坑前の保安教育



三、各現場に於ける當番の設置  
四、新入者の指導訓練

而して同君は引續き毎回保安、業務研究會委員に選ばれ粉骨碎身我が身の勞苦を厭はず保安運動に盡瘁し、前記各種方法を通じて之が普及徹底の爲めには私財を投ずるも敢て顧みず、一般鑛夫を啓發せる功績著大なるものあり。爲めに當所に於ける保安成績は其の向上頗る見るべきものあり。之が功績は率先係員に協力して誠意努力せる同君等に其の大半を歸すべきものなり。

現在に於ては君は一般より所謂「保安の神様」を以て目せられ君の言行は直に一般に甚大なる影響を與へ正に保安運動の指針を爲すの觀あり。即ち一般鑛夫の保安智識、活動の向上に對する貢獻甚大にして殊に新入者の指導訓練には懇切丁寧を極め功績顯著なるものあり、現在第四坑自治團代表委員として活躍す。

而かも日常生活に於ては自ら持すること謹嚴、人格圓滿にして勤績永年に及び、業務に對しては精勵恪勤、技術優秀、誠に一般従業員の模範たり。

二 履歷概要

本籍地 北海道空知郡砂川町字上砂川二十二番地

現住所 同 右

支柱夫 近藤正造

明治二十五年八月二日生

學業

一、明治三十八年三月 北海道後志國古宇郡泊村茅堀尋常小學校卒業

職業

入社前

一、自明治三十八年五月  
至大正三年八月 茅沼炭礦採用

一、自大正三年五月  
至大正五年五月 文珠炭礦採用

一、自大正五年五月  
至大正七年五月 權太泊居炭礦採用

一、自大正七年五月  
至大正十二年五月 茅沼炭礦採用

入社後

一、自大正十二年五月  
至昭和六年九月 砂川鑛業所採炭夫

一、自昭和六年九月  
至現在 支柱夫



尙常に保安委員、業務研究会委員等に當選す

賞 罰

- 一、昭和六年 三井鑛山株式会社より十ヶ年勤績に付表彰さる
  - 一、昭和九年 北海道石炭鑛業會より優良鑛夫として表彰さる
  - 一、昭和十年 三井鑛山株式会社より十五ヶ年勤績に付表彰さる
- 外に保安懸賞表彰及無傷病表彰を受くること數回に及ぶ

炭坑公職

- 一、三井砂川鑛業所親和會伍長を十ヶ年勤績す
- 一、同 代議員に當選すること五回
- 一、同 第四坑自治團代表委員（現任）



古河石炭鑛業株式會社西部鑛業所目尾炭鑛  
保坑夫 山 本 政 己 君

一、表彰事績の概要

君は性温厚篤實大正七年十二月目尾炭鑛開鑿夫として入籍し爾來精勵恪勤克く上司の命に服し後輩の指導に努め上下の信望極めて厚く技倆亦優秀にして成績洵に見る可きものあり。仍て昭和四年八月拔擢せられて職頭に任せられ次いで同六年二月模範鑛夫に選賞せられ更に昭和八年二月木村氏表彰規程に依り表彰せらる。

曩に昭和四年八月勞資意志疎通機關たる鑛職夫組合設立せらるゝや委員、組總代、評議員、相談役、組合長に歴任し現在相談役の要職にあり、常に組合員を指導誘掖して其の融和を圖り會社との意志の疎通に努め以て勞資協調の實を擧げ、併せて組合員の福祉増進に貢献しつゝあり。



偶昭和六年七月目尾坑々内出水の厄に遭遇し被害甚大にして一時休山の已むなき状態となるや獻身其の復興に盡瘁して大に功績を建つ。又昭和九年六月安全委員會々長に推さるゝや一意専心安全運動に邁進し前回日本鑛山協會より表彰せられたる安西二郎、下見世恒、稻數美一の諸君と共に其の功績實に見る可きものあり。現に災害防止運動の中堅として不斷の努力を竭しつゝあり。(最近五ヶ年間に於ける坑内死傷者調査書参照)

### 一、履歴概要

本籍地 廣島縣御調郡諸田村大字諸毛一一八番地  
現住所 福岡縣鞍手郡小竹町大字新多古河目尾炭鑛

山 本 政 巳

明治二十七年九月二十五日生

- 一、大正七年十二月 目尾炭鑛ニ開鑿夫トシテ入籍ス
- 一、昭和四年八月 職頭ニ任命セラル
- 一、昭和四年八月 鑛職夫組合組總代及評議員ニ就任
- 一、昭和五年八月 鑛職夫組合評議員ニ就任

- 一、昭和五年十月 鑛職夫組合安全委員トナル
- 一、昭和五年十二月 鑛職夫組合相談役ニ就任
- 一、昭和六年二月 模範鑛夫トシテ表彰セラル
- 一、昭和六年八月 鑛職夫組合總代及評議員ニ就任
- 一、昭和七年三月 購買組合諮問員ニ囑託セラル
- 一、昭和七年八月 鑛職夫組合評議員ニ就任
- 一、昭和八年二月 木村氏表彰資金管理規定ニヨリ選賞セラル
- 一、昭和八年五月 鑛工聯合會ヨリ表彰セラル
- 二、昭和八年八月 鑛職夫組合長ニ就任
- 一、昭和八年十二月 購買組合副理事ニ就任
- 一、昭和九年六月 目尾炭鑛安全委員會々長ニ就任
- 一、昭和九年八月 鑛職夫組合評議員ニ就任
- 一、昭和十年四月 鑛工聯合會ヨリ精勤章ヲ授與セラル
- 一、昭和十年八月 鑛職夫組合評議員ニ就任
- 一、昭和十年十二月 目尾炭鑛軍友會評議員ニ就任



- 一、昭和十一年八月 鑛職夫組合評議員ニ就任
- 一、昭和十一年八月 目尾炭鑛安全共榮會班長ニ就任
- 一、昭和十二年六月 月給鑛夫ニ任命セラル
- 一、昭和十二年七月 目尾炭鑛軍人後援會監事ニ就任
- 一、昭和十二年十二月 鑛職夫組合相談役ニ就任

目尾坑保坑夫

山 本 政 巳

右者大正七年十二月雇入以來誠實勤勉技術優秀素行善良ニシテ上下ノ信望篤ク洵ニ他ノ模範タリ  
 仍テ模範鑛夫選賞規程ニ依リ善行賞牌並褒賞金ヲ授與シ之ヲ表彰ス

昭和六年二月十一日

古河石炭鑛業株式會社西部鑛業所

謝 狀

山 本 政 巳

右者昭和六年七月第二目尾坑々内水害以前ヨリ引續キ勤務シ同坑復舊作業ヲ完成シタリ仍テ茲ニ謝意

ヲ表シ銀盃壹個ヲ授與ス

昭和八年十月十五日

古河石炭鑛業株式會社西部鑛業所

自昭和八年 至昭和十二年 死 傷 者 調 (坑 内) 目尾炭鑛

年 次	稼働延人員	死 亡	負 傷		合 計	稼働延人員ニ 對スル千分率	備 考
			休業二週 日以上	休業三 日以上			
昭和 八年度	二〇八四〇八	二	二四	三六〇	三六六	一八五	
同 九年度	二四九、三七九	四	七四	五五八	六四四	二五九	
同 一〇年度	二八六、二八二	二	一〇九	二二八	三四九	一三三	
同 一一年度	三三六、三四五	九	一八七	三三三	五五二	一六四	
同 一二年度	三四八、五九五	六	一〇〇	二五二	三五七	一〇三	





三井神岡鑛業所  
選鑛夫(職長) 松葉辨三郎君

### 一、表彰事績の概要

君は業務に對し誠實勤勉なること衆に秀で技術又優秀卓越にして同僚の範たり。  
 居常寡言沈着にして勤績實に三十一年、孜々黙々として、勉勵倦まず、上司に従順且つ能く後輩を指導し、又責任感強く挺身事に當り寔に模範的従業員なり。其の經歷を略記すれば次の如し。

一、君は明治四十四年一月三井神岡鑛業所鹿間選鑛場に雜夫として傭入せられ、大正五年十一月運搬夫に轉じ、大正七年七月更に選鑛夫に轉じ今日に至る。其の間専ら嶄新困難なる技術に屬したる『ポッターデルプラット法』『リビングストーン法』竝に『MS式』等の浮游選鑛作業に従事し、具に創業の辛苦を嘗め、爾來常時研究琢磨を怠らず。更に昭和三年優先浮選法の採用に當りては極力

盡瘁し、浮選法の成績昂上に貢献せる功績大なるものあり。昭和四年、同十一年、同十二年の三回優良考案、改良研究に對し神岡鑛業所より單獨又は同僚と共に表彰せられたり。

一、君は品行方正、資性温順、寡言沈着にして、昭和四年、拔擢せられて職長の要職に就くや、克く上司を援け、後進を指導し、實踐躬行、挺身事に當り、上下の尊敬を受くる事極めて篤し。

一、君は身體健全にして、神岡健康保險組合創立以來無傷病の故を以て表彰せらるゝ事、實に六回に及び、又最近六ヶ年の平均出役率九九・一%に及び。

### 二、履歴概要

本籍地 岐阜縣吉城郡船津町大字船津二、〇七五番地ノ一  
 現住所 同 右  
 選鑛夫(職長) 松葉辨三郎  
 明治二十三年十二月十日生

### 職業

- 一、自明治三十八年三月 鹿間選鑛場運搬夫ニ使役セララル
- 至同 四十二年七月
- 一、明治四十四年一月 鹿間選鑛場雜夫トシテ傭入セララル



一、大正 七年七月 轉役選鑛夫トナリ浮選作業に従事  
一、昭和 四年三月 選鑛職長ニ任セラレ現在ニ至ル

賞 罰

一、大正 十三年十一月 三井鑛山株式會社ヨリ多年勤績精勵ニ付表彰狀、木杯竝ニ銀時計ヲ授與セラル

一、昭和 七年十月 三井鑛山株式會社ヨリ滿二十五年勤績ニ付養老手當金ヲ授與セラル

一、昭和 五年十二月 浮選油ノ改良ニ付神岡鑛業所ヨリ表彰セラル

一、昭和 十一年九月 『バケットエレベーターガイドメタル』ノ改良考案優良ニ付神岡鑛業所ヨリ表彰セラル

一、昭和 十二年十一月 『浮選廢滓ヨリ、コンクリート用砂回收』ノ考案優良ニ付神岡鑛業所ヨリ表彰セラル

一、昭和 十二年十一月 三井鑛山株式會社ヨリ滿二十年勤績ニ付表彰狀竝ニ三ツ組銀盃ヲ授與セラル

一、自昭和 十七 年 至同 十二年 無傷病ニ付三井神岡健康保險組合ヨリ六回健康表彰狀竝ニ賞品ヲ授與セラル



三菱佐渡鑛山  
工作夫 村 井 電 藏 君

一、表彰事績の概要

(一) 性 行

資性温厚にして實直克く係員の意圖を奉じ孜孜黙々として業務に精勵す。思想又穩健にして友誼に篤く職場に於ては同僚、後輩の尊敬を蒐むると共に他方圓滿なる家庭を營み不言實行家として上下の信望を受くること甚大なり。

(二) 功 績

業務に熱心にして研究心に富み、採鑛用機械類に精通し就中坑内唧筒竝に鑿岩機の修理、部分品の製作に獨特の手腕を有し作業能率の増進に資すること尠らず。加之特に坑内に於ける硅塵が坑内労働者の保健衛生上惡影響を及ぼすを憂ひ先づ鑿岩機の鑿に穿孔の際飛散する硅塵を吸收する防塵機



を考案し、又通氣不良の個所に坑内導水管を利用して噴霧器を装置し、塵埃の沈下を圖る等坑内衛生に貢獻すること多く其の功績極めて大なり。

### 一、履歴概要

本籍地 新潟縣佐渡郡相川町大字坂下町五十七番地

現住所 同 右

村 井 電 藏

明治十八年三月十八日生

### 學 歴

一、明治二十三年三月相川尋常小學校卒業

### 業 歴

一、大正十三年十二月佐渡鑛山工作夫ニ入籍、今日ニ至ル

一、昭和十年七月三菱鑛業株式會社ヨリ十年勤績表彰ヲ受ク

一、昭和十二年七月十三日佐渡鑛山長ヨリ善行表彰ヲ受ク

其ノ他三菱佐渡健康保險組合ヨリ無傷病ノ表彰ヲ受クルコト數回ニ及フ

一、前協和會代議員タリ



明治鑛業株式會社高田鑛業所

支柱夫 川 内 熊 次君

### 一、表彰事績の概要

君は大正七年四月當礦支柱夫として就職以來十九年間孜々として優秀なる技倆を以て忠實業務に服し、克く上長の命を守り常に後輩を指導誘掖して倦むことなく、上下の信望極めて厚く其の功績見るべきものあり。君は資性溫厚にして恪勤寡言にして犠牲的精神に富む。故に大正九年二月衛生組長となり續いて信和會委員、學校兒童保護者總代、安全自治團顧問、村會議員等の公職に推薦せらる。

特に當礦一般稼働者の腦裏に深く印象され君が犠牲的精神の發露として永久に忘れ得ざらしめたるは去る昭和四年十月不幸北坑々内に瓦斯爆發の變災を惹起し數名の同僚死傷せる際君は率先罹災者の救助並に其の復舊の困難なる作業に従事し沈着にして用意周到、大膽にして果敢なる行爲により克く



自己の任務を全うせるのみならず他同僚を指導し以て其の目的達成を速ならしめたる事件なりとす。  
一方内に在りては子女七人の家長として其の人格の教養に務め、其の家庭の圓滿なるは勿論隣人を  
薫化せしところ頗る大なるものあり。遂に君が信望は本社をして昭和十二年二月長老の待遇を與へし  
むるに至れり。

以上は君が功績の一部を記載せしに過ぎず、過去十九年間に亘る幾多の事績は枚舉に遑あらず。洵  
に近時稀に見る模範的人物なり。

### 一、履歴概要

本籍地 大分縣日田郡中津江村大字合瀬一、〇七八  
現住所 福岡縣粕屋郡勢門村高田鑛業所

川 内 熊 次

明治二十三年十一月十五日生

- 學 歴 一、明治三十五年三月 大分縣日田郡中津江村尋常小學校四年修業
- 職 歴

- 一、大正七年四月 高田鑛業所支柱夫ニ就職
- 一、大正九年二月 高田鑛業所衛生組長ニ就任
- 一、大正十三年四月 高田鑛業所信和會委員ニ就任
- 一、大正十四年三月 勢門尋常高等小學校父兄總代ニ就任
- 一、昭和二年四月 高田鑛業所棟町世話役ニ就任
- 一、昭和三年四月 勢門村會議員ニ當選
- 一、昭和十一年四月 勢門村會議員ニ再選
- 一、昭和十二年二月 明治鑛業株式會社長老ヲ拜命

### 賞 罰

- 一、昭和四年二月 明治鑛業株式會社ヨリ十年勤績ニ付表彰サル
- 一、昭和九年二月 明治鑛業株式會社ヨリ善行者トシテ表彰サル
- 一、同 年二月 十五年勤績ニ付表彰サル
- 一、昭和十一年六月 鑛工聯合會ヨリ善行賞授與サル
- 一、昭和十二年二月 明治鑛業株式會社ヨリ長老章授與サル





日本石油株式會社柏崎製油所  
製油手職長 小川 政 治 君

### 一、表彰事績の概要

明治三十一年五月製油工夫として新潟縣柏崎町日本製油株式會社に入社、同三十四年には淺野製油所に同じく製油工として轉職す。其の翌年同社が寶田石油株式會社に買収せらるゝや引續き製油工として就職し、更に大正十年日本石油、寶田石油兩會社合併せらるゝに及び幹部製油工として職を日本石油株式會社に奉ず。

本邦製油技術が搖籃の時代に在りし明治中年より嶄新完璧の技術を誇る今日に至る迄終始一貫製油工として技術の鍊磨に日子を閲すること實に四拾有餘年、日本石油株式會社のみにも在職三十六年の永きに及ぶ。其の間孜々として業務に精勵し傍ら能率の増進と災害の防止に付常時研鑽を怠らず。

大正三年三月拔擢せられて職長に任せらるゝや優秀なる技倆と温厚なる資性とは克く後輩の信を萃め直接間接に會社の業績に貢獻せし功勞洵に顯著なるものあり。

尙日本石油株式會社より永年勤績の功を表彰せらるゝこと左記四回に及ぶ。

- 大正五年五月十日 勤績十年以上に付銀製精勤章及木杯一箇授與
- 大正七年五月十日 勤績十五年以上に付金製精勤章及木杯一箇授與
- 大正十一年五月十日 勤績二十年ニ付銀杯一箇並金參拾圓授與
- 昭和二年五月十日 勤績二十五年に付銀杯一組並金五拾圓授與

### 二、履歷概要

本籍地 新潟縣刈羽郡西中通村惡田一、〇二五番地  
現住所 同 右

小川 政 治  
明治十二年八月十八日生

### 學 業

- 一、明治二十三年三月 刈羽郡西中通村槇原尋常小學校卒業



職 業

- 一、明治三十一年五月 柏崎町日本製油株式會社製油所に製油工夫として就職
- 一、明治三十四年四月 柏崎町淺野製油所に製油工夫として就職
- 一、明治三十五年四月 淺野製油所寶田石油株式會社に買收されし爲め同社製油登録工夫として採用さる
- 一、大正 三 年三月 製油夫伍長に任せらる
- 一、大正 十 年十月 寶田石油、日本石油兩株式會社合併引續き日本石油株式會社に勤務
- 一、大正 十 年十二月 製油手職長に任命せられ現在に至る

昭和十三年六月三十日印刷  
 昭和十三年七月三日發行

發行人

東京市京橋區木挽町七丁目五番地ノ一  
 社 團  
 法 人  
 日 本 鑛 山 協 會

村 上 秀 麿  
 振替口座東京七八〇七八番

印刷人

石 井 精 一 郎  
 東京市京橋區新富町一丁目七番地

印刷所

安 信 舍 印 刷 所  
 東京市京橋區新富町一丁目七番地







14.5  
677





終